

# 宇部市新火葬場整備運営事業

## 設計・建設工事請負契約書(案)

令和6年3月29日

宇部市

宇部市新火葬場整備運営事業

設 計 ・ 建 設 工 事 請 負 仮 契 約 書

- 1 工 事 名 宇部市新火葬場整備運営事業 設計・建設工事
- 2 工 事 場 所 宇部市大字善和字大日203番291
- 3 工 期 着手期日 契約締結日  
完成期日 令和10年2月末日
- 4 請負代金の額  
(うち消費税及び地方消費税の額)
- 5 契 約 保 証 金
- 6 前 払 金 の 額
- 7 部 分 払 の 回 数

宇部市新火葬場整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者が受注者その他の者との間で締結した基本契約書（以下「基本契約」という。）第7条第1項の定めるところに従い、上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約は、基本契約並びに基本契約に基づき締結される、発注者と\_\_\_\_\_（以下「運営事業者」という。）との間の維持管理・運営業務委託契約（基本契約第7条第2項に定義された意味を有する。以下同じ。）により不可分一体として事業契約を構成する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

この契約は、仮契約で締結され、宇部市議会において議決された場合には本契約として成立するものとするが、否決された場合には締結されなかったものとし、かつ、この場合において受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責に任じない。

年 月 日

発注者 宇部市常盤町一丁目7番1号  
宇部市  
宇部市長 篠 崎 圭 二

受注者 住所  
氏名又は名称

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、要求水準書等及び事業提案書に従い、日本国の法令等を遵守し、この契約（この契約書並びに要求水準書等、事業提案書及び設計図書（第3条第1項第6号の定めるところに従って発注者の承諾が得られた設計図書その他の設計に関する図書をいう。）を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、頭書の工事として、要求水準書等及び事業提案書に示された各工事（外構施設等の土木建築工事のみならず、電気工事やプラントその他機械設備設置工事を含め、以下総称して「工事」という。）の施工のための設計を行った上で、当該設計に基づいて全ての工事を頭書の工期内に完成し、各工事の目的物（設備、備品等を含む。以下個別に又は総称して「工事目的物」という。）を発注者に引き渡すほか、要求水準書等及び事業提案書に定める所定の期日までに設計図書、完成図書、パンフレットその他のこの契約に基づいて受注者から引き渡されることが要求水準書等に定められた情報、書類、データ及び図面等（プログラム（著作権法（昭和45年法律第48号）第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。以下同じ。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。以下同じ。）を含め、以下「成果物」という。）を引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 設計、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、受注者はその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とし、この契約において用いられている用語は、この条項に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、基本契約において使用された用語と同一の意味を有するほか、要求水準書に定義された意味を有するものとする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等及び事業提案書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書並びに要求水準書等、事業提案書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令等に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、山口地方裁判所を第1審とする専属管轄に服することに合意する。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 13 受注者は、要求水準書等に記載された情報及びデータ（閲覧資料を含む。）のほか、この契約締結時に利用し得る全ての情報及びデータを十分に検討した上で、この契約を締結したことをここに確認する。受注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、工

事的设计、施工その他この契約の履行の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかつた旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が、要求水準書等の誤記等発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

- 1 4 この契約、要求水準書等、事業提案書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、この契約、要求水準書等、事業提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業提案書が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、事業提案書が要求水準書等に優先するものとし、また、発注者の承諾が得られた設計図書と、この契約、要求水準書等又は事業提案書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、当該設計図書が優先するものとする。なお、発注者の承諾が得られた設計図書、この契約、要求水準書等又は事業提案書の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。

(関連工事等の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

- 2 受注者は、この契約に基づき工事目的物の引渡しの完了後に運営事業者が維持管理・運営業務委託契約の定めるところに従って工事目的物で適正な業務を実施しなければならないことを認識し、かつ了解の上で、この契約を履行するものであり、この契約に基づき工事目的物の引渡しの完了前でも、運営事業者による維持管理・運営業務委託契約に基づく稼働準備業務に協力するほか、受注者の施工する工事及び運営事業者の実施する工事目的物における業務がその施工又は実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、受注者及び運営事業者の間で、その費用及び責任で適切に調整を行い、受注者による工事施工並びに運営事業者による工事目的物における適正な業務の実施の連携を図って相互に協力してこれらを円滑に進捗せしめ、本事業の目的を実現し、発注者に損害を被らせないものとする。

(設計)

第3条 受注者は、この契約の締結後速やかに、設計業務に着手し、次の各号の定めるところに従い、要求水準書等及び事業提案書に基づき、本事業に係る工事を設計しなければならない。

- (1) 受注者は、設計業務に着手するに当たり、この契約の締結後10日以内に、発注者所定の様式により着手届、主任技術者届等の届出を行うとともに、要求水準書等及び事業提案書が定める詳細工程表、責任者を配置した体制表その他の書類を含む設計計画書を要求水準書等及び事業提案書の定めるところに従い、発注者に提出して承諾を得る。
- (2) 受注者は、要求水準書等及び事業提案書の定めるところに従い、工事に係るテレビ電波障害の現況調査、工事用地の測量又は地質調査等の工事に必要な調査を行う。
- (3) 受注者は、前号の定めるところに従って自ら調査を行うほか、工事の着工前調査として事業用地境界において維持管理・運営業務委託契約に基づき運営事業者の支援を得て大気、悪臭、騒音、振動等の測定を行って現況を把握する。
- (4) 受注者は、設計業務の全部又は一部を事業提案書に基づき設計企業に実施させる。設計業務を事業提案書に基づかないで設計企業以外の第三者に委託しようとするときは、受注者は、事前にかかる第三者の商号、住所その他発注者が求める事項を記載した書面を発注者に提出し、かつ、発注者から承諾の通知を得る。

- (5) 発注者は、要求水準書等及び事業提案書の定めるところに従い、定期的に、設計計画書に基づき一定期間において進捗した設計の内容その他の設計業務の進捗状況に関し、第11条第1項の定めるところに従って報告を受けるほか、設計の内容その他の設計業務の進捗状況に関して、随時に、受注者に対して説明を求めるとともに、報告書その他の関連資料の提出を求めることができるものとする。
  - (6) 受注者は、設計業務に着手後、基本設計及び実施設計の各設計ごとに、事業提案書に基づき当該設計が完成した場合、その都度発注者所定の様式により完了届を提出することにより発注者に通知の上、速やかに、要求水準書等に定めるところに従い、要求水準書等が定める内容の当該設計に係る設計図書を発注者に提出し、その承諾を得るものとする。なお、かかる発注者の承諾取得の手続は、完成したものから順次に行うことができるものとし、受注者は、基本設計及び実施設計の各設計ごとに、当該設計に係る全ての設計図書に対する発注者の承諾取得に先立って、発注者の承諾を得た設計図書に従って、次の作業工程（実施設計の場合には、工事の着工を含む。）に進むことができる。
  - (7) 発注者は、前号の定めるところに従って提出された設計図書のいずれかが、法令等、この契約の規定、要求水準書等及び事業提案書の水準を満たさないか、又はこれらの内容に適合していないか若しくは逸脱していることが判明した場合、受領を拒むことができる。当該設計図書を受領した場合、受領後14日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう受注者に対して通知することができる。
  - (8) 受注者は、前号の通知を受けた場合、速やかに当該箇所を是正するものとする。ただし、受注者が書面により発注者の通知の内容に意見を述べ、発注者がその意見を合理的と認めた場合は、この限りでない。
  - (9) 前号の定めるところに従ってなされる設計図書の是正に要する一切の費用は、受注者の負担とする。ただし、当該是正を要する箇所が要求水準書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合、発注者の指示の不備・誤りによる場合その他の発注者の責めに帰すべき理由による場合、発注者は、当該是正に係る受注者の増加費用及び損害を合理的な範囲で負担するものとする。ただし、受注者が当該要求水準書等の記載又は発注者の指示の不備・誤りが不相当であることを知りながら発注者に異議を述べなかった場合その他の受注者の故意又は過失による発注者の責めに帰すべき理由の看過の場合は、この限りでない。
  - (10) 第8号の定めるところに従って受注者が是正を行った場合、受注者は、直ちに是正された設計図書を発注者に提出の上、発注者の承諾を得るものとする。この場合、当該承諾手続は、第7号から前号までの例によるものとする。ただし、第7号に掲げる期間の定めは適用せず、発注者は是正された設計図書の受領の後、可及的速やかに検討を実施するものとする。
  - (11) 受注者は、設計図書が発注者により受領された後14日以内に発注者から第7号の通知（第10号によって準用された場合を含む。）がない場合は、第6号の承諾がなされたものとみなし、次の工程に進むことができる。
- 2 受注者は、前項の定めるところに従って実施設計に係る設計図書が発注者の承諾が得られた後10日以内に要求水準書等及び事業提案書に基づいて、発注者所定の様式により、要求水準書等及び事業提案書が定める詳細工程表その他の書類を含む総合施工計画書を発注者に提出して承諾を得なければならない。なお、工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。本項の規定は、設計図書の変更について第19条の定めるところに従って発注者の承諾を得た場合に準用する。

- 3 受注者は、要求水準書等及び事業提案書に基づき、(i)内覧会前に、発注者と協議の上で決定された提出時期までに、内覧会用のパンフレット（A3カラー版両面1枚程度）を300部作成し、また、(ii)工事目的物の引渡し完了後その供用開始後速やかに、工事目的物の案内パンフレット（A4版カラー4頁程度）を2,000部作成し、それぞれを原稿データとともに発注者に提出する。
- 4 発注者は、前各項、第18条、第19条その他この契約に定める発注者の承諾（発注者の承諾が得られたとみなされたものを含む。）又は確認等を理由として工事の設計、施工その他この契約の履行の全部又は一部について何ら責任を負担するものではなく、受注者は、発注者の承諾、指示又は確認等をもって、第40条その他この契約上の如何なる責任も免れることはできない。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
  - 3 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金の額の100分の10以上としなければならない。
  - 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第50条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
  - 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
  - 6 請負代金の額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の額の100分の10に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。
  - 7 第1項の規定に基づく契約の保証は、発注者が必要がないと認めたときは、免除することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物（工事の設計に係る未完成の成果物及び設計を行う上で得られた記録等を含むものとする。）、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定によ

る検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための検査を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の設計、施工その他この契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、(i)設計業務の全部又は建築設計の全部及び(ii)工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を、いずれも一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人等の通知)

第7条 受注者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合において、発注者から当該第三者の商号又は名称その他必要な事項の通知を求められたときは、これを書面により発注者に通知しなければならない。

(下請負人等の選定)

第7条の2 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該下請契約の相手方を宇部市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

2 受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該納入契約の相手方を宇部市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の3 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

3 受注者が第1項の規定に違反していると発注者が認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 発注者は、工事目的物の維持管理・運営、改造、増築その他の維持、利用等（本事業後も含む。）に必要な範囲でそれに必要な特許権等は無償で自由に自ら及び第三者をして実施、使用等（改造、解析、複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。）する権利を有するものとし、その権利は、かかる範囲でこの契約の終了後も存続するものとする。

3 受注者は、前項に基づく発注者の権利の行使が特許権等の侵害その他何らかの事由で妨げられ、又はその恐れがある場合には、これを予防、排除その他必要な措置を講じ、これにより発注者に損失、損害、費用等を被らせず、発注者が被った一切を補償する。

(著作権の譲渡等)

第8条の2 受注者は、成果物（第37条第1項に規定する出来高部分に係る成果物及び第38条第1項の規定する指定部分に係る成果物を含む。以下この条及び第8条の3において同じ。）が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡しの際に発注者に無償で譲渡するものとする。

2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、又は基本契約第16条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム及びデータベースについて、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(意匠の実施の承諾等)

第8条の3 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受け権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員

を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議をすること。

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾をすること。

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)をすること。

3 発注者は、2人以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、要求水準書等及び事業提案書に定めるところにより、現場代理人を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。

2 受注者は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者(以下「主任技術者」という。)、同条第2項に規定する監理技術者(以下「監理技術者」という。)、同条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐(以下「監理技術者補佐」という。))又は同法第26条の2に規定する工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(以下「専門技術者」という。)、設計業務の技術上の管理及び統括を行う管理技術者、設計図書又は工事の内容の技術上の照査その他協力を行う照査技術者その他要求水準書等又は事業提案書に基づき設置する者を置いたときは、要求水準書等及び事業提案書に定めるところにより、これらの者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。))又は専門技術者を変更したときも同様とする。

3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、工事に係る請負代金の額の変更、工期の変更、工事に係る請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第4項の措置及び通知、同条第5項の請求、同条第6項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

5 受注者は、第3項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

6 現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

- 7 受注者が現場代理人を定めないときは、第3項に定める現場代理人の職務は、受注者が執行する。この場合において、第4項中「現場代理人」とあるのは「受注者」として同項の規定を適用する。
- 8 管理技術者は、この契約の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行うほか、設計業務に係る請負代金額の変更、設計業務に係る請負代金の請求及び受領、第12条第3項の請求の受理、同条第4項の決定及び通知、同条第5項の請求、同条第6項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。発注者は、その意図する設計図書を完成させるため、この契約の履行に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 9 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 10 照査技術者は、管理技術者をも兼ねることはできない。

(履行報告)

第11条 受注者は、各暦月の設計の進捗状況に関し、要求水準書等及び事業提案書に定めるところにより、設計進捗状況報告書等を作成の上、所定の期限までに発注者に提出することでその履行報告を行うものとする。

- 2 受注者は、要求水準書等及び事業提案書に定めるところにより、工事現場に常に工事記録簿等を整備し、発注者の要求があった場合には速やかに開示するほか、工期における各週及び各暦月における工事の進捗状況に関し、要求水準書等及び事業提案書に定めるところにより、工事進捗状況報告書等を作成の上、所定の期限までに発注者に提出することで履行報告を行うとともに、立て看板の設置その他の周知方法において工事状況の広報活動をしなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

- 3 発注者は、設計企業並びに管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第3条第4項の規定により受注者から設計業務を委任され、若しくは請負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 受注者は、前3項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

- 5 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

- 6 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、要求水準書等、事業提案書又は設計図書に定めるところによ

る。ただし、要求水準書等、事業提案書又は設計図書にその品質が明示されていない場合は、要求水準を満足させる品質を有するものとする。

- 2 受注者は、要求水準書等、事業提案書又は設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査に合格しなかった工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 受注者は、要求水準書等、事業提案書又は設計図書において監督職員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、要求水準書等、事業提案書又は設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料、図面その他業務に必要な物品等（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等、事業提案書又は設計図書に定めるところによる。

- 2 発注者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書等、事業提案書又は設計図書の定

めと異なり、又は使用に適當でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに通知しなければならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、要求水準書等又は設計図書に定めるところにより、工事又は成果物の完成、要求水準書等の変更又は設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等及び設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、要求水準書等の変更又は設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、又は取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(不適合の場合の改善等の義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が要求水準書等、事業提案書又は設計図書に適合しない場合において、発注者又は監督職員が修正、改造、修補その他必要な措置を執ることを請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者又は監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 発注者又は監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の施工部分を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。

3 前項に定めるもののほか、発注者又は監督職員は、工事の施工部分が要求水準書等、事業提案書又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の施工部分を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の設計、施工その他この契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 要求水準書、質問回答書等が一致しないなど要求水準書等における相互矛盾があったこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 要求水準書等、事業提案書又は設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(3) 要求水準書等、事業提案書又は設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等要求水準書等、事業提案書又は設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 要求水準書等、事業提案書又は設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査を終了した日から14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 発注者は、前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書等については発注者がその訂正又は変更を行い、事業提案書又は設計図書については発注者の指示に基づき受注者がその訂正又は変更を行わなければならない。こ

の場合において、同項第4号又は第5号に該当することにより要求水準書等、事業提案書又は設計図書を変更することとなるとき（成果物又は工事目的物の変更を伴うこととなるときを除く。）は、発注者は要求水準書等についてこれを行い、事業提案書及び設計図書については、受注者が発注者と協議してこれをしなければならない。

- 5 前項の規定により要求水準書等、事業提案書又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合、その一切の費用（要求水準書等の訂正又は変更の実費を除く。）は受注者が負担し、その工期は変更されないものとする。ただし、この場合において、当該訂正又は変更が要求水準書等の記載に起因するときその他発注者の責めに帰すべきときは、発注者は、必要があると認められる限り工期若しくは請負代金の額を変更し、かつ受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、前条の定めるところに従って要求水準書等が変更されたときその他必要があると認めるときは、設計図書の変更内容及び理由を受注者に通知して又は設計図書の変更内容を受注者の創意工夫に委ねて、設計図書の変更を請求することができ、受注者は、当該請求に従って設計図書を変更する。

- 2 受注者は、前項の定める場合のほか、設計図書を変更する場合には、変更内容及び理由を説明する書面並びに変更後の設計図書（変更を要するものに限る。）を発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。この場合、かかる承諾の手続は第3条第1項第7号から第11号までの例によるものとする。

- 3 前2項の定めるところに従って設計図書の変更が行われる場合、その一切の費用は受注者が負担し、その工期は変更されないものとする。ただし、この場合において、当該設計図書の変更が要求水準書等の記載に起因するときその他発注者の責めに帰すべきときは、発注者は、必要があると認められる限り工期若しくは請負代金の額を変更し、かつ受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 4 前項の規定により設計図書を変更したときは、遅滞なく変更契約を締結しなければならない。ただし、軽微な変更にあつては、工期の末日又は会計年度の末日までに変更契約を締結するものとする。

（履行の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事の設計、施工その他この契約を履行できないと認められるときは、発注者は、中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の設計、施工その他この契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、中止内容を受注者に通知して、工事の設計、施工その他この契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の設計、施工その他この契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者が工事の設計、施工その他この契約の履行の続行に備え工事現場その他この契約の履行の体制を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の設計、施工その他この契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあつては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(著しく短い工期の禁止)

第23条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(請負代金の額の変更方法等)

第24条 請負代金の額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金の額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、この協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工事着手日後から日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金の額が不相当となったと認めるときは、別紙1に定めるところに従い、相手方に対して請負代金の額の変更を請求することができる。

2 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金の額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定及び別紙1によるほか、請負代金の額の変更を請求することができる。

- 3 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金の額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金の額の変更を請求することができる。
- 4 前2項の場合において、請負代金の額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第2項又は第3項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、要求水準書等、事業提案書及び設計図書に基づき、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、その執った措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の設計、施工その他この契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金の額の範囲において負担することが適当でないとして認められる部分については、発注者が負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(一般的損害)

第27条 成果物又は工事目的物の引渡し前に、成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の設計、施工その他この契約の履行に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第54条第1項の規定により付された保険（これに準ずるものを含む。以下同じ。）によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、受注者が発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき理由があることを知りながらこれを通知しなかったときでない限り、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の設計、施工その他この契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第54条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の設計、施工その他この契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の設計、施工その他この契約の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担す

る。

- 3 前2項の場合その他工事の設計、施工その他この契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 成果物又は工事目的物の引渡し前に、天災等(要求水準書等、事業提案書又は設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができる工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金の額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に対する請負代金相当額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに対する請負代金相当額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に対する償却費相当額を差し引いた額(以下この号において「償却費に係る損害額」という。)とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、当該修繕に要する費用の額が償却費に係る損害額より少額であるものについては、当該修繕に要する費用の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金の額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金の額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。

(請負代金の額の変更)に代える要求水準書等、事業提案書又は設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金の額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金の額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等を変更し又は事業提案書及び設計図書を変更することを受注者に請求できる。この場合において、これらの変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金の額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(工事の完成検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、要求水準書等及び事業提案書の定めるところにより、検査及び試験、試運転及び運転指導その他要求水準書等及び事業提案書が定める手続を履践の上、その旨を発注者に通知し、要求水準書等に従い、次項に基づく発注者による検査に必要な完成図書を提出しなければならない。この場合、受注者は、要求水準書等に定める実施条件により試運転及び性能試験を実施するほか、維持管理・運營業務委託契約に基づき運営事業者の支援を得て工事の竣工時検査として大気、排ガス、悪臭、騒音、振動等の測定を行うものとし、その結果を要求水準書等に定めるところに従って発注者に報告する。なお、大気、排ガス、悪臭の検査は、引渡しの日から2週間以内に実施されなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等及び事業提案書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査（要求水準書等又は事業提案書の定める立会検査、試験、試運転、運転指導その他の手順、手続等を含む。以下同じ。）を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事目的物を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、要求水準書等に別段の定めがある場合を除き、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査（以下「完成検査」という。）によって工事の完成を確認し、受注者から第2項に定めるところにより提出された完成図書を承諾した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受け、受注者に対し、引取証を交付しなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が完成検査に合格しないときは、直ちに改造又は修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、当該改造又は修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項におい

て同じ。)の完成検査に合格したときは、請負代金支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な請負代金支払請求書を受理したときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に完成検査を完了しないときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数(以下「遅延日数」という。)を、前項の期間(以下「支払期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、遅延日数が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は、遅延日数が支払期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡しを受ける前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と頭書の完成期日を保証期限とする法第2条第5項に規定する保証契約(以下「前払金保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、前払金支払請求書を発注者に提出して前払金の支払を請求することができる。この場合において、受注者が請求できる金額は、頭書の前払金の額以内とする。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定により受注者の提出する適法な前払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を受注者に支払わなければならない。

4 請負代金の額が著しく減額された場合において、第1項の規定により支払った前払金の額が減額後の請負代金の額の2分の1を超えるとときは、発注者は、期限を定めて、受注者から第1項の規定により支払った前払金の額から当該請負代金の額の2分の1に相当する額を差し引いて得た金額(以下この条において「超過額」という。)を返還させることができる。ただし、超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還させることが第1項の規定により支払った前払金(以下「前払金」という。)の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定める。

5 受注者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に年2.5パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下同じ。)を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。

(前払金保証契約の変更)

第35条 受注者は、請負代金の額が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、その変更に係る保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 受注者は、前払金の額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用の制限等)

第36条 受注者は、前払金を頭書の工事の設計費、外注費、材料費、労務費、建設機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事の設計、施工その他この契約の履行において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充ててはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。

2 発注者は、受注者が前払金を前項に定める経費以外の経費の支払に充てたときは、期限を定めて、受注者から前払金の全部又は一部を返還させることができる。

3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該前払金の支払を受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還をすべき前払金の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、工事の設計等に係る成果物、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（工事の設計等に係る成果物にあつては第3条第1項第6号の規定により発注者の承諾を得たもの、第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては入札説明書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。以下「出来形部分等」という。）に対する請負代金（入札説明書で部分払の対象とすることを指定した設計業務又は建設業務の別に応じて、設計業務に係る請負代金と、建設業務に係る請負代金とで区別された金額とする。）の相当額の10分の9に相当する額の範囲内において、発注者に対し、部分払金の支払を請求することができる。ただし、この請求は工期中頭書の部分払の回数以内とし、月1回を超えてはならない。

2 受注者は、前項の規定により部分払金の支払を請求しようとするときは、出来形検査申請書を発注者に提出しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により受注者から出来形検査申請書の提出を受けた日から起算して14日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、出来形部分等について検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分等を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に出来形部分等を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定により発注者から通知があつたときは、部分払金支払請求書を発注者に提出して部分払金の支払を請求することができる。

6 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な部分払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に部分払金を受注者に支払わなければならない。

7 第1項の規定により部分払金の支払を請求することができる金額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の支払を請求することができる金額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times 9/10$  - 前払金の額 $\times$ 第1項の請負代金相当額 $\div$ 請負代金の額（入札説明書で特定の会計年度で部分払の対象とすることを指定した場合には、当該会計年度における支払予定額）

8 第6項の規定により部分払金が支払われた後における2回目以後の部分払金の支払を請求することができる金額は、前項の式により算定した金額から既に支払われた部分払金の額を差し引いて得た金額とする。

9 発注者は、第34条第4項又は第36条第2項の規定により受注者に対して前払金の返還を求めている場合において、当該返還を受ける前に部分払金の支払をしようとするときは、当該部分払をすべき額から当該返還を受けるべき額を差し引いて得た金額を支払うことができる。この場合においては、発注者は、受注者にその旨を書面により通知しなければならない。

(部分引渡し)

第38条 第31条及び第32条の規定は、工事目的物につき発注者が要求水準書等及び事業提案書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことが指定された部分（以下「指定部分」という。）の工事が完成した場合について準用する。この場合において、第31条の見出し、第1項及び第6項中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第31条第2項、第4項及び第6項中「工事の完成」とあるのは「指定部分に係る工事の完成」と、同条第2項、第4項及び第5項中「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同項及び第32条の見出し及び第2項中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

2 前項の規定において準用する第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に対する請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定において準用する第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 $=$ 指定部分に対する請負代金相当額 $-$ 前払金の額 $\times$ 指定部分に対する請負代金相当額 $\div$ 請負代金の額（入札説明書で特定の会計年度で部分払の対象とすることを指定した場合には、当該会計年度における支払予定額）

3 第1項の規定により引渡しをした部分についての維持管理は、維持管理・運営業務委託契約の業務範囲となるものを除き、全ての工事が完了し、工事目的物の全部の引渡しをするまでは、受注者の負担において行うものとする。

(債務負担行為に係る支払の特則)

第38条の2 債務負担行為に係る支払において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

設計業務に係る請負代金

年度 円

年度 円

年度 円

建設業務に係る請負代金

年度 円

年度 円

年度 円

2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

(債務負担行為に係る前金払の特則)

第38条の3 債務負担行為に係る前金払については、第34条中「頭書の完成期日」とあるのは「頭書の完成期日（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第35条中「請負代金の額」とあるのは「当該会計年度における支払限度額」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が入札説明書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項及び第2項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することはできない。

(債務負担行為に係る部分払の特則)

第38条の4 債務負担行為に係る部分払においては、受注者は、各会計年度における支払限度額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて部分払を請求することができる。また、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの支払限度額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。

2 前項の定めにかかわらず、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払を請求することはできない。

3 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第37条第7項及び第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 当該会計年度における部分払金請求時までの出来高金額（出来高超過額を含む。以下同じ。） $\times 9/10 -$ （当該会計年度の前払金額 $\times$ 当該会計年度における部分払金請求時までの出来高金額 $\div$ 当該会計年度の支払限度額） $-$ 当該会計年度の既部分払金（出来高超過額に対する当該会計年度当初の部分払金を含む。）の額

4 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。ただし、前会計年度の出来高超過額についての部分払の回数は、当該会計年度の回数に加算しない。

設計業務に係る請負代金

年度 回

年度 回

年度 回

建設業務に係る請負代金

年度 回

年度 回

年度 回

(前払金等の不払に対する工事中止)

第39条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は前条において準用する第32条の規定に基づく支払を遅延し、かつ、受注者が相当の期間を定めてしたその支払の請求にもかかわらず支払をしないときは、(i)設計業務の全部又は一部の遂行、(ii)工事の全部又は一部の施工のいずれかを一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の設計、施工その他この契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者が工事の設

計、施工その他この契約の履行の続行に備え工事現場その他この契約の履行の体制を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の設計、施工その他この契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第40条 発注者は、(i)要求水準書等及び事業提案書の定めるところにより、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（設計図書に記載された施設、設備等の性能及び機能、主要装置の耐用等において未達や要求水準書等に定める保証事項若しくは要求水準又は事業提案書に基づく提案事項の未達がある場合のみならず、要求水準書等に定める排ガス、悪臭、騒音、振動その他公害防止基準未達その他工事目的物の性能、機能、耐用等に疑義がある場合を含め、受注者の設計業務に起因するものであるか又は工事の施工に起因するものであるかを問わない。以下「契約不適合」という。）であることを発見したときは、受注者に対して相当の期間を定めて随時に、また、(ii)契約不適合の有無にかかわらず、工事目的物の引渡しの完了後3年目の時点で必ず、それぞれ、要求水準書等に定めるところにより、発注者が合理的に満足する方法で、契約不適合の有無についての契約不適合検査（要求水準書等に定める性能試験を含む。）を行わせて要求水準書等に定めるところに従って発注者に報告させることができるものとし、その結果、要求水準書等の定める手続を経て契約不適合があると発注者により確認されたときは、受注者に対し、要求水準書等に定めるところにより当該契約不適合の是正（目的物の修補、代替物の引渡しを含むが、これらに限られない。）による履行の追完を請求することができる。なお、上記(ii)に基づく契約不適合については、第53条第1項から第4項並びに第7項及び第8項の規定は適用されないことを確認する。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期（工事目的物の供用開始予定日を含むが、これに限られない。）を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第41条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第43条又は第44条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催

告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、この契約の締結後遅滞なく設計に着手しないとき、又は、工事の着手期日を過ぎても当該工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に工事を完成しないとき又は工期を経過した後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 主任技術者（監理技術者を置かなければならない場合にあっては、監理技術者）その他要求水準書等又は事業提案書に基づき設置すべき者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の設計、施工その他この契約の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行（成果物の引渡しその他工事の設計を含む。）を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。なお、成果物の引渡しその他工事の設計が完了していることは、本号の適用を妨げない。
- (7) 成果物、工事目的物その他この契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合（事業提案書に定める設計図書の納期を徒過したことより工期内に工事が完成しないことが見込まれる場合を含む。）において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第46条又は第47条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注

者が法人である場合にはその役員、又はその支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第44条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 受注者が第1号又は前号の抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 受注者が第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 受注者又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第45条 第42条各号、第43条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第46条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第47条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第18条又は第19条の規定により要求水準書等、事業提案書又は設計図書を変更したため請負代金の額が2分の1以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による工事の設計、施工その他この契約の履行の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、当該中止が工事の設計又は施工の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事の設計又は施工が完了した後6月を経過しても、なお当該中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48条 第46条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第49条 発注者は、この契約が全ての工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分等（成果物を含む。本条において同じ。）を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分等に対する請負代金相当額を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分等を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に出来形部分等を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分等に対する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第42条、第43条、第44条又は次条第3項の規定による時にあつては前払金の支払を受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額を利息として当該余剰金の額に付した額を、解除が第41条、第46条又は第47条の規定による時にあつては当該余剰金の額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が全ての工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分等の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分等の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が全ての工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が全ての工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事に

地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等についてはこの契約の解除が第42条、第43条、第44条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第41条、第46条又は第47条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 全ての工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(相殺)

第49条の2 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺してなお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

(発注者の損害賠償請求等)

第50条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) いずれかの工事を当該工事に係る工期限内に完成することができないとき。

(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第42条又は第43条の規定により、全ての工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金の額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第42条、第43条又は第44条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第1項の規定により選任された管財人

(3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該受注者又は同法第64条第2項の規定により選任された管財人

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、完成期日の翌日から工事を完成する日までの期間の日数に応じ、請負代金の額（工事の出来形部分があるときは、当該出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額）に年3パーセントの割合を乗じて計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第43条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（不正行為に伴う損害の賠償）

第51条 受注者は、この契約に関して、第44条各号のいずれかに該当するときは、請負代金の額の10分の2に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第44条第1号から第4号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要であると認めるとき。

2 発注者は、前項の契約に係る損害の額が同項の請負代金の額の10分の2に相当する金額を超えるときは、受注者に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。

3 前2項の規定は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により工事目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

4 発注者は、前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、共同連帯して第1項の責任を負うものとする。

（受注者の損害賠償請求等）

第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第46条又は第47条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の全部又は一部の支払が遅れた場合においては、受注者は、同項に規定する期間が満了する日の翌日から請負代金の全部又は一部を受領する日までの期間の日数に応じ、当該請負代金の全部又は一部の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第53条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、第40条第1項(i)に基づく契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、要求水準書等に別段の定めがない

限り、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意若しくは重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しを受けた際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者が当該契約不適合があることを知っていたとき又はこの契約に基づき発注者が承諾した設計図書に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第1項に規定する住宅の構造耐力上主要な部分及び同条第2項に規定する住宅のうち雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、請求等を行うことのできる期間は10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が当該支給材料又は当該指図が不相当であることを知りながらその旨を通知しなかったとき又はこの契約に基づき発注者が承諾した設計図書に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（火災保険等）

第54条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を要求水準書等及び事業提案書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により工事目的物及び工事材料等を保険に付したときは、その証券を直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第55条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による山口県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を設計し、施工し、その他この契約の履行をするために使用している下請負人、受託者、労働者等の工事の施工、施工その他この契約の履行又はこれらの管理に関する紛争及び監督職

員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が措置を執った後若しくは同条第5項の規定により発注者が措置を執った後又は発注者若しくは受注者が措置を執らずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第56条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

(契約の費用)

第57条 この契約書又は要求水準書等に特別の定めがあるもののほか、この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て受注者の負担とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第58条 契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令等に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第59条 この契約書に定めのない事項については、基本契約の定めるところに従い、また、基本契約の定めがないときは、その必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。なお、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該事由が生じた日をもってこの契約は終了する。ただし、本項に基づくこの契約の終了後も、発注者又は受注者の相手方に対する損害賠償請求その他既発生の原因に基づく潜在的な責任を含む。)の請求(この契約の既履行部分に関して将来行う請求(契約不適合責任に係る履行の追完請求等を含むが、これに限られない。)を含む。)は妨げられない。

(1) 維持管理・運營業務委託契約が締結に至らなかった場合。

(2) 締結している基本契約又は維持管理・運營業務委託契約のいずれかが解除された場合。

以上

別紙1 物価変動による改定（第25条）

【入札説明書別紙2 3 物価変動による改定（1）施設整備費に基づき規定する。】

以 上